

第2回債権者集会におけるご質問等に対する回答

2014年12月17日

関係者各位

破産者 株式会社MTGOX

破産管財人 弁護士 小林 信 明

2014年11月26日に株式会社MTGOX（以下「MTGOX」といいます。）の第2回債権者集会が行われました。

以下、第2回債権者集会において債権者の皆様から関心の強かったご質問等を中心に追加して回答を掲載します。

記

Q1 BTC紛失の有無・経緯に関する調査が終了しないうちは、破産債権届出の受付も開始されないのか。

A1 ご報告申し上げているとおり、BTC紛失の有無・経緯に関する調査が、いつ終了するか、現時点で時期は未確定となっております。しかしながら、破産管財人としては、現時点では、破産債権届出の受付は、上述の調査終了の前であっても、2015年4月には開始したいと考えております。（なお、届出を受けた破産債権について、破産管財人が当該債権を認めるかどうかの判断（いわゆる債権認否）のためには、上述のBTC紛失の有無・経緯に関する調査が完了していなければならない可能性があります。）

Q2 MTGOXから株式会社TIBANNE（以下「TIBANNE」といいます。）に支払いがされているようだが、この支払いはどのような理由に基づく支払いか。

A2 破産手続開始前から、MTGOXには従業員がおらず、その事業に必要なサービス（事業所の賃借、インターネット利用及びサーバーのレンタル等が含まれます。）は、MTGOXがTIBANNEと業務委託契約を締結し、TIBANNEから供給を受けておりました。破産手続開始後も、MTGOXの破産管財業務を遂行するためには、当然ながら、一定の場所やインターネット利用、TIBANNE従業員らによる作業が必要であるため、破産管財人は、必要な限りでこれらを継続しつつ、不要となった契約等は随時解約するなどして、かかる必要経費を削減して参りました。

このような破産手続開始後に発生した破産手続のために必要な費用（事務所賃料、インターネット利用料金、人件費等）は、破産法上、財団債権として随時弁済することが必要であるため、破産管財人は、東京地方裁判所の許可を得てこれを支払っております。

なお、当該費用の内訳は、主に、MTGOX の事業所賃料（なお、MTGOX 破産管財人は破産手続開始後により安価な事務所に転居しており、現在 TIBANNE への賃料支払いはありません。）、インターネット接続費用及びサーバーレンタル代等について TIBANNE が負担した実費相当額と、資料作成等の作業に関する TIBANNE 人員の人件費相当額（現在、タイムチャージ制としております。）などです。

このように、TIBANNE に対する支払いは、破産管財業務で必要となる費用につき、相当な金額の範囲内で行われており、TIBANNE に対する不当な利益供与がなされたものでなく、また、破産手続開始後は、破産管財人は、かかる経費の削減に努めております。

Q 3 MTGOX の決算報告書の公表を検討してもらえないか。

A 3 通常は、破産手続で債権者が破産者の過去の決算書類等を確認されたい場合、破産手続開始申立書類等にこれが含まれていれば、裁判所で閲覧謄写して確認することになります。ただし、本事件では、情報提供の観点から特に検討した結果、民事再生手続開始申立書の添付資料である第 1 期及び第 2 期の決算報告書を本ウェブサイトにおいて別紙のとおり開示することといたしました。なお、同決算報告書は、破産手続開始前に作成されたものであり、破産管財人がその正確性、完全性等を認めるものではなく、破産管財人がその全ての内容を検証しうるとは限らないことにご注意ください。また、破産管財人は、破産者の BTC 及び金銭の紛失の有無等について慎重に調査を継続しているところであり、同決算報告書の記載についてのご質問に個別に回答することは予定しておりませんので、予めご了承ください。

Q 4 MTGOX が管理するビットコインのアドレスは公開されないのか。

A 4 現在、MTGOX については、警察による捜査も行われております。捜査当局から管財人に対して、アドレス公開について慎重に検討して欲しいとの要請もございましたので、現時点での公開は控え、将来的な公開については引き続き検討をさせていただきます。

【補足】 債権者集会において配布された「報告書」3 頁目 1 行目において、破産財団で管理するビットコイン数が「202,149.2273849003BTC」と記載されていましたが、誤記であり、「202,149.2273849BTC」が正確な数値でございましたので、訂正させていただきます。なお、本ウェブサイトで公表している資料は、訂正済みのものです。

以上

[Translation]

Answers to Questions, etc., at Second Creditors' Meeting

December 17, 2014

To whom it may concern,

Bankrupt Entity: MtGox Co., Ltd.

Bankruptcy Trustee: Nobuaki Kobayashi, Attorney-at-law

The second creditors' meeting of MtGox Co., Ltd. ("MtGox") was held on November 26, 2014.

In addition to the FAQs previously disclosed on this website, below are our answers mainly to questions, etc. that the creditors were particularly concerned about at the second creditors' meeting:

Q1 Will filing of proof of claims be accepted, only after the investigation regarding whether bitcoins have been lost, and the circumstances thereof, have been completed?

A1 As previously reported, at present it has not determined as to when the investigation regarding whether bitcoins have been lost, and the circumstances thereof, will be completed. However, at present, the bankruptcy trustee intends to start accepting the filing of proof of claims in April 2015, even if the aforementioned investigation has not been completed (however, in order for the bankruptcy trustee to make a decision to approve the filed claims (namely, approval or disapproval of claims), the aforementioned investigation regarding whether bitcoins have been lost, and the circumstances thereof, may need to be completed.).

Q2 What is the reason for the payments made by MtGox to TIBANNE Co., Ltd. ("TIBANNE")?

A2 Prior to the commencement of the bankruptcy proceedings, there were no employees at MtGox, and, therefore, services required for MtGox's business (including leasing of office space, internet connection, and leasing of servers, etc.) have been provided through TIBANNE, with which MtGox entered into service

agreements. In order to perform MtGox's bankruptcy trustee's duties after the commencement of the bankruptcy proceedings, a certain office space, internet connection and services by employees of TIBANNE, are still necessary, and, consequently, I have continued the use of such services. Meanwhile, the bankruptcy trustee has reduced the amount of those necessary expenses by taking measures such as the cancellation of agreements, etc., which are no longer necessary, at appropriate times.

Under the Bankruptcy Act, those expenses necessary for bankruptcy proceedings incurred after the commencement of the bankruptcy proceedings (office rent, internet usage charges, and personnel expenses, etc.) should be paid at any time as claims on the estate (*zaidan saiken*), and accordingly the bankruptcy trustee pays them after obtaining approval from the Tokyo District Court, as necessary.

A breakdown of such expenses mainly includes MtGox's office rent (currently there is no office rent payable to TIBANNE regarding MtGox's bankruptcy trustee's office because it has moved to a lower rent office after the commencement of the bankruptcy proceedings), an amount equivalent to the actual expenses incurred by TIBANNE for the internet connection and server lease costs, etc., and an amount equivalent to the personnel expenses for TIBANNE staff engaged in services such as preparing relevant materials (who are at present paid on a time-charge basis), etc.

As stated above, the payments to TIBANNE are those paid for the expenses necessary for performing the bankruptcy trustee's duties, [in] ["and are"] an appropriate amount, and no inappropriate profits are given to TIBANNE. Further, the bankruptcy trustee has endeavored to reduce such expenses after the commencement of bankruptcy proceedings.

Q3 Would you consider to disclose MtGox's financial reports?

A3 Ordinarily, when creditors want to review a bankrupt entity's previous financial reports, etc., under a bankruptcy proceeding, creditors review such documents through inspection and copying at a court, if they are included in the documents for application for the commencement of bankruptcy proceeding. However, in this case, I decided to disclose the financial reports of MtGox for the 1st fiscal year and the 2nd fiscal year, which are the attachments to the application for the commencement of civil rehabilitation procedure as per the Exhibit on this WebSite. Please note that such financial reports were prepared before the commencement of the bankruptcy proceedings and the bankruptcy trustee does

not warrant their accuracy or completeness, etc., and the bankruptcy trustee [may][“does”] not necessarily verify all the content of such financial reports. In addition, the bankruptcy trustee still continues to conduct thorough investigations of the existence, etc. of the loss of the bankrupt entity’s BTC and money, and, therefore, please note in advance that the bankruptcy trustee does not plan to respond to any specific inquiry with respect to descriptions of such financial reports.

Q4 Will not the address of bitcoins managed by MtGox be disclosed?

A4 The police investigation into MtGox is currently being conducted. Since the investigative authorities request the trustee to carefully consider the disclosure of the address, disclosure of the address is withheld at this point and I will continue to consider its future disclosure.

[Supplement] In the 20th line on page 3 in “the Report” distributed at the creditors’ meeting, the amount of BTC managed by the bankruptcy estate was stated as “202,149.2273849003BTC” but it was a clerical mistake, and “202,149.2273849BTC” is the correct figure. The report disclosed on this WebSite shows the correct figure.

End

決算報告書

(第1期)

自 平成23年 8月 9日
至 平成24年 3月31日

株MTGOX

電話： - -

貸借対照表

平成24年 3月31日 現在

(株)MTGOX

(単位： 円)

資産の部

【流動資産】

現金 及 び 預 金	94,576	
流 動 資 産 合 計		94,576
資 産 の 部 合 計		94,576

負債の部

【流動負債】

短 期 借 入 金	6,220,054	
未 払 金	14,335,088	
預 り 金	676,860	
流 動 負 債 合 計		21,232,002
負 債 の 部 合 計		21,232,002

純資産の部

【株主資本】

資 本 金	5,000,000	
利 益 剰 余 金		
その 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	-26,137,426	
その 他 利 益 剰 余 金 合 計	-26,137,426	
利 益 剰 余 金 合 計	-26,137,426	
株 主 資 本 合 計		-21,137,426
純 資 産 の 部 合 計		-21,137,426
負 債 及 び 純 資 産 合 計		94,576

損 益 計 算 書

自 平成23年 8月 9日
至 平成24年 3月31日

(株)MTGOX

(単位： 円)

【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計 26,137,535

営業損失金額 26,137,535

【営業外収益】

受 取 利 息 109

営業外収益合計 109

経常損失金額 26,137,426

税引前当期純損失金額 26,137,426

当期純損失金額 26,137,426

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成23年 8月 9日
至 平成24年 3月31日

(株)MTGOX

(単位： 円)

給 料 手 当	3,000,000
支 払 手 数 料	817,833
租 税 公 課	1,421
支 払 報 酬 料	22,318,281

販売費及び一般管理費合計

26,137,535

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成23年 8月 9日
至 平成24年 3月31日

(株)MTGOX

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	前期末残高	0
	当期変動額 会社設立による資本金組入額	5,000,000
	当期末残高	5,000,000
利 益 剰 余 金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	0
	当期変動額 当期純利益金額	-26,137,426
	当期末残高	-26,137,426
利 益 剰 余 金 合 計	前期末残高	0
	当期変動額	-26,137,426
	当期末残高	-26,137,426
株 主 資 本 合 計	前期末残高	0
	当期変動額	-21,137,426
	当期末残高	-21,137,426
純 資 産 の 部 合 計	前期末残高	0
	当期変動額	-21,137,426
	当期末残高	-21,137,426

勘定科目内訳書

(第 1 期)

自 平成 23 年 8 月 9 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

株式会社MTGOX

預貯金等の内訳書

金融機関名	種類	口座番号	期末現在高	摘要
三井住友銀行／渋谷駅前 支店	普通預金	4319560	94,576 ^円	
合 計			94,576	

(注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
 2. 「金融機関名」欄には、斜線の左側に金融機関名を、右側にその支店等の名称を、例えば〇〇銀行大手町支店の場合には、「〇〇／大手町」のように記入してください。
 3. 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のようにその名義人を記入してください。

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
未払金	ペーパー&マッペンゾー		14,335,088 ^円	
合計			14,335,088	

(法0302-9)

- (注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 3. 未払金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
 4. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未払配当金	支払確定年月日	期末現在高	未払役員賞与	支払確定年月日	期末現在高
		・		^円	
	・			・	

仮受金(前受金・預り金)の内訳書

科 目	相 手 先			期 末 現 在 高	取 引 の 内 容
	名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	法 人 ・ 代 表 者 と の 関 係		
預り金				円 601,860	源泉所得税預り金
預り金	(株)TIBANNE			75,000	
合 計				676,860	

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「取引の内容」欄には期中の支払利子額（未払利子を含みます。）をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年 月 日	所 得 の 種 類	期 末 現 在 高	年 月 日	所 得 の 種 類	期 末 現 在 高
年: 月分		円	年: 月分		円

- (注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

借入金及び支払利子の内訳書

借入先 所在地(住所)	法人・代表者 との関係	期末現在高	期中の支払利子額 利率	借入理由	担保の内容 (物件の種類、数量、所在地等)
カルブレス・マルク・マリ・ロベール	本人	円 1,100,600	円		
(株)TIBANNE	関係会社	5,119,454			
合 計		6,220,054			

(法0302-11)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 ただし、役員、株主及び関係会社については期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 2. 期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上あるものについては、各別に記入してください。
 3. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
 4. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

決 算 報 告 書

(第 2 期)

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

(株)MTGOX

貸借対照表

平成25年 3月31日 現在

(株)MTGOX

(単位： 円)

資産の部

【流動資産】

現金及び預金	2,057,434,049	
B T C 勘定	108,664,888	
前渡金	1,410,201	
短期貸付金	56,202,635	
未収入金	562,026	
他社預け金	1,614,529,542	
	流動資産合計	3,838,803,341
	資産の部合計	3,838,803,341

負債の部

【流動負債】

短期借入金	876,265	
未払金	2,581,933	
未払費用	212,689	
未払法人税等	847,500	
預り金	3,718,209,701	
B T C 仮受金	108,664,888	
	流動負債合計	3,831,392,976
	負債の部合計	3,831,392,976

純資産の部

【株主資本】

資本金	5,000,000	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,410,365	
その他利益剰余金合計	2,410,365	
利益剰余金合計	2,410,365	
株主資本合計	7,410,365	
純資産の部合計	7,410,365	
負債及び純資産合計	3,838,803,341	

損 益 計 算 書

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

㈱MTGOX

(単位： 円)

【売上高】

売 上 高	135,072,289	
売 上 高 合 計		135,072,289

【売上原価】

当 期 商 品 仕 入 高	3,987,635	
合 計	3,987,635	
売 上 原 価		3,987,635
売 上 総 利 益 金 額		131,084,654

【販売費及び一般管理費】

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		109,879,648
営 業 利 益 金 額		21,205,006

【営業外収益】

受 取 利 息	648,899	
雑 収 入	21	
為 替 差 益	72,662,443	
営 業 外 収 益 合 計		73,311,363

【営業外費用】

為 替 差 損	65,121,078	
営 業 外 費 用 合 計		65,121,078

経 常 利 益 金 額		29,395,291
-------------	--	------------

税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		29,395,291
---------------------	--	------------

法 人 税 等		847,500
---------	--	---------

当 期 純 利 益 金 額		28,547,791
---------------	--	------------

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

(株)MTGOX

(単位： 円)

給	料	手	当	6,000,000
外		注	費	81,353,932
広	告	宣	伝	403,442
通		信	費	4,725
消	耗	品	費	67,600
支	払	手	数	5,144,240
賃		借	料	141,456
租	税	公	課	109,543
支	払	報	酬	16,654,710

販売費及び一般管理費合計

109,879,648

株主資本等変動計算書

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

㈱MTGOX

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	5,000,000
	当期末残高	5,000,000
利 益 剰 余 金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	-26,137,426
	当期変動額 当期純利益金額	28,547,791
	当期末残高	2,410,365
利益剰余金合計	当期首残高	-26,137,426
	当期変動額	28,547,791
	当期末残高	2,410,365
株主資本合計	当期首残高	-21,137,426
	当期変動額	28,547,791
	当期末残高	7,410,365
純資産の部合計	当期首残高	-21,137,426
	当期変動額	28,547,791
	当期末残高	7,410,365

勘定科目内訳書

(第 2 期)

自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日

株式会社MTGOX

預貯金等の内訳書

金融機関名	種類	口座番号	期末現在高	摘要
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	4319560	99,936,458 ^円	
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110151	1,794,438,389	USD19010.895.11
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110178	309,647	EUR2561.82
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110186	84,287,441	GBP589711.34
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110216	59,011,595	AUD600932.74
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110194	9,892,163	CAD106573.62
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110240	432,614	NOK26887.17
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110275	1,916,304	HKD157720.52
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110208	1,471,350	SEK101753.12
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110283	992,164	SGD13053.08
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110267	977,832	NZD12385.46
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110259	3,167,532	CHF31959.77
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110232	600,560	DKK37048.75
合 計			2,057,434,049	

(法0302-1)

(注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
 2. 「金融機関名」欄には、斜線の左側に金融機関名を、右側にその支店等の名称を、例えば〇〇銀行大手町支店の場合には、「〇〇/大手町」のように記入してください。
 3. 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のようにその名義人を記入してください。

仮払金(前渡金)の内訳書

科 目	相 手 先			期 末 現 在 高	取 引 の 内 容
	名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	法 人 ・ 代 表 者 と の 関 係		
前払金	Gaius Coffey			1,410,201 ^円	ソフト手付金
他社預け金	Mt. GOX-Poland他			1,614,529,542	購入資金管理会社預け分
合 計				1,615,939,743	

- (注) 1. 「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 3. 「取引の内容」欄には、例えば「機械設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。

貸付金及び受取利息の内訳書

貸 付 先	法 人 ・ 代 表 者 と の 関 係	期 末 現 在 高	期 中 の 受 取 利 息 額 利 率	貸 付 理 由	担 保 の 内 容 (物件の種類、数量、所在地等)
(株)TIBANNE	関係会社	56,202,635 ^円	562,026 ^円		
合 計		56,202,635	562,026		

(法0302-4)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 2. 期末現在高がないものであっても期中の受取利息額（未収利息を含みます。）が3万円以上あるものについては、各別に記入してください。
 3. 「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の利率を記入してください。

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書

科 目	相 手 先		期 末 現 在 高	摘 要
	名 称 (氏名)	所 在 地 (住所)		
未払金	ペーカ-&マッケンジー		2,581,933 ^H	
未払費用	青山&パートナーズ他		212,689	
合 計			2,794,622	

(法0302-9)

- (注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 3. 未払金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
 4. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。）のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未 払 配 当 金	支払確定年月日	期 末 現 在 高	未 払 役 員 賞 与	支払確定年月日	期 末 現 在 高
	. .	円		. .	円
	

仮受金(前受金・預り金)の内訳書

科 目	相 手 先			期 末 現 在 高	取 引 の 内 容
	名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	法 人 ・ 代 表 者 と の 関 係		
預り金				1,231,487 ^円	源泉所得税預り金
預り金	㈱TIBANNE			75,000	
計				1,306,487	
購入者預り金	USD34018454.25			3,211,001,896	
購入者預り金	EUR2575138.85			311,257,033	
購入者預り金	GBP458884.26			65,588,328	
購入者預り金	AUD569072.23			55,882,893	
購入者預り金	PLN1361609.22			39,364,122	
購入者預り金	CAD100001.83			9,282,169	
購入者預り金	NOK8163.48			131,350	
購入者預り金	RUB33305.48			100,915	
購入者預り金	JPY			16,910,157	

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「取引の内容」欄には期中の支払利子額（未払利子を含みます。）をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年 月 日	所得の種類	期 末 現 在 高	年 月 日	所得の種類	期 末 現 在 高
年: 月分		円	年: 月分		円

- (注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

仮受金(前受金・預り金)の内訳書

科 目	相 手 先			期 末 現 在 高	取 引 の 内 容
	名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	法 人 ・ 代 表 者 と の 関 係		
購入者預り金	HKD52430.48			637,030 ^円	
購入者預り金	SEK147787.88			2,137,012	
購入者預り金	SGD3778.46			287,201	
購入者預り金	NZD9618.12			759,351	
購入者預り金	CNY31066.56			471,590	
購入者預り金	CHF24027.88			2,381,403	
購入者預り金	DKK24205.43			392,370	
購入者預り金	THB98880.16			318,394	
計				3,716,903,214	
合 計				3,718,209,701	

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「取引の内容」欄には期中の支払利息額（未払利息を含みます。）をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年 月 日	所得の種類	期 末 現 在 高	年 月 日	所得の種類	期 末 現 在 高
年: 月分		円	年: 月分		円

- (注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利息所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

借入金及び支払利子の内訳書

借入先 所在地(住所)	法人・代表者 との関係	期末現在高	期中の支払利子額	借入理由	担保の内容 (物件の種類、数量、所在地等)
			利率		
カルプレス・マルク・マリ・ロベール	本人	876,265			
合 計		876,265			

(法0302-11)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 ただし、役員、株主及び関係会社については期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 2. 期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上あるものについては、各別に記入してください。
 3. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
 4. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

役員報酬手当等及び人件費の内訳書

役員報酬手当等の内訳										
役職名 担当業務	氏名 住	代表者と 関係の 所	常勤・ 非常勤 の別	役員 給与計	使用人 職務分	左の内訳				退職給与
						定期同額 給与	事前確定 届出給与	利益連動 給与	その他	
代表取締役	マルク・マリ・ロベート	本人	⊕ ・ 非	6,000,000		6,000,000				
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
			常・ 非							
計				6,000,000		6,000,000				

人件費の内訳		
区分	総額	総額のうち代表者及びその家族分
役員報酬手当	6,000,000	6,000,000
従業員		
給料手当		
賃金手当		
計	6,000,000	6,000,000

(法0302-15)

- (注) 1. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する報酬の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
2. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
3. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
4. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
5. 「使用人職務分以外」の「利益連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
6. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記3.4.5以外の給与の金額を記入してください。
7. 「従業員」の「給料手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

雑益、雑損失等の内訳書

科 目		取引の内容	相 手 先	所 在 地 (住 所)	金 額
雑 益 等	雑収入	国税還付金			円 16
	雑収入	利子割還付金			5
		合 計			21
雑 損 失 等					

(法0302-17)

- (注) 1. 雑収入、雑益（損失）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください。
 2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。